



No.876

2024
11

福祉タイムズ

編集・発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会



特集

生活困窮者自立相談支援事業 相談支援から見えるもの

- NEWS&TOPICS** P 4 年末たすけあい運動にご協力お願いします！
神奈川県共同募金会
- P 5 当事者による依存症回復支援 ダルクの取り組み
- キラリ輝く！
児童委員活動** P 7 親子で楽しめるまつり、つながりを感じる場所
川崎市多摩区生田第二地区民生委員児童委員協議会 岸 芳枝
- 企業の社会貢献活動** P 9 お菓子を通して誰もが幸せになる社会
(株)ジャルダン・シュフレ/(株)ガトー・ド・ボワイヤージュ

今月の表紙

東光院住職の大澤暁空さんと副住職の古井昇空さん。大磯の町で医療・福祉と仏教という一見不思議な組み合わせで、生活・医療・介護が相談できる「暮らしの保健室」を開催している。

【詳しくは12面へ】
撮影：菊地信夫

生活困窮者自立相談支援事業 相談支援から見えるもの

本会ほっとステーションでは、県内の町村部を対象に、県から委託を受けて生活困窮者自立相談支援事業（以下、本事業）を実施しています。本事業は、住民の方から生活の困り事を聞き取り、一緒に考え、解決に向けた支援をしています。支援を行う上で大切なことは、相談者と丁寧に向き合うことと信頼関係の構築です。本号では、相談の実際を紹介していきながら、支援の現場から見えるものは何か、またその先にはどのようなものがあるのかについて考えていきます。

生活困窮者自立相談支援事業を振り返って考えること

生活困窮者自立支援法に基づく本事業が開始されてから、令和7年で10年の節目を迎えようとしています。近年市町村における包括的支援体制の構築が必要とされ、複合化する生活課題や制度の狭間による支援上の問題が浮き彫りになってきています。それらの問題に向き合っていく中で、一つの相談支援機関だけで解決していくことは難しく、地域や関係機関を含めた支援者が少しずつ相談者を気にかけていく連携の必要性を考えさせられます。

生活困窮者自立支援制度の理念は「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」の2本柱です。「自立と尊厳の確保」で大切な視点は、支援者主体ではなく「本人主体」であることです。大事なことは本人が自分の意思で自立に向けて行動しようとすることをどのようにサポートできるかを考えていくことです。支援者は相談を受けていく中で、支援者側の視点でサポートしがちになります。本人は何に困っていて、その背景に何があり、今後どうしていきたいのか、信頼関係を築く中で一つひとつ紐解いていくことが大切です。

事例…自身の不安がありつつも、母の介護をするAさん

ほっとステーションへ、ある町社会福祉協議会（以下、町社協）の担当者から連絡がありました。

Aさんの母親は介護が必要な状態で、居宅介護支援事業所のケアマネジャー（以下、ケアマネ）が関わっています。ある時、介護サービス費が払えない状態となり、母親の生活を支えることが難しくなる恐れがあると町の高齢担当へケアマネから相談がありました。この時は何とかその支払いはできましたが、その後も携帯電話料金と公共料金が払えない

＜事例＞

- 町社会福祉協議会の担当者からの電話相談。
- 母親と息子Aさんの二人世帯。母親は認知症があり、身の回りのことを一人ですることが難しく、Aさんが日常的に介護をしている。
- Aさんが日常の買い物や食事作り、洗濯等を行っている。
- Aさんは双極性障害（※）があり、定期的に精神科に通院していて、薬を服用している。病気の影響からか、お金のやり繰りが難しく、先日は携帯料金と公共料金が払えないことがあった。
- 母親とAさんの主な収入は年金で、持ち家で暮らしている。

（※）気分が激しく落ち込んだりするうつ状態と、高ぶったりする躁状態が現れる病気

とAさんからも高齢担当に相談が入るようになりました。

このことをきっかけに、介護が必要な母親だけではなく、世帯への支援が必要と考え、町でケース会議が行われました。高齢担当・障がい担当と母親の担当ケアマネ、町社協担当者で支援について話し合わせ、母親の状況によっては在宅介護の継続が難しいこと、Aさんに家計・金銭管理上の困難がありそうなことから、支援が必要だという意見が挙がりました。この会議での検討により、町社協からほっとステーションに、家計収支が合わず生活が成り立たない状況に対して支援依頼があり、本人の同意も得られたため、関わることとなりました。

ほっとステーションの初回面談は、町社協担当者と一緒に自宅を訪問しました。Aさんからは、①うつで気分が落ち込むと、いろんなことが考えられない②手が震えてコップの水をこぼしてしまう、字が書けない、身体が動かない③複数の債務返済があり、生活が苦しい④母親が入院するとAさんの生活が厳しくなる、などの話が聞かれました。困り事の解決に向けた支援をしていくために、まず現状を把握しながら、Aさんが具体的に今後の生活をどうしていきたいか一緒に考えていくこととしました。

面談後、関係機関（町社協、障がい担当）との話し合いを進める中で、Aさんの病状を把握する必要があること、日常生活で困っていることや精神的な不安を気軽に相談できる相手が周囲にいないことなどから、それらを解決していく手段として訪問看護サービスを提案してみてもという意見が出ました。

支援は焦らないこと

初回面談から半月空けた2回目の面談は、訪問看護や金銭面等の話をするため町社協と障がい担当と一緒にAさんの自宅を訪問しました。体調面の不安から訪問看護サービスの利用を提案したところ、受け入れてくれました。精神科の主治医へ相談してみるようになりましたが、Aさんから「主治医に相談できるか不安」という言葉を受けて、通院に同行することとなりました。その後、家計費の収支を中心にAさんへ確認したところ、管理する通帳が複数あり、自身も十分に把握できていない状況が分かりました。しかし、1度には色々なことを確認しようとしたためか面談途中でAさんが混乱してしまい、中断となりました。

1週間ほど時間を空けてからAさんと通院同行の連絡を取りました。「体調によっては行けないかもしれない」と話していましたが、通院当日

は診察時間よりも30分早めに来てくれました。

待合室では訪問看護サービスのことをどう主治医に伝えるか一緒に確認しましたが、診察室では説明をすることができずにいる様子があったため相談員がメモをAさんに渡したことで、主治医に相談することができました。主治医からもサービス利用をすすめられ、町の障がい担当の協力もあり、開始に至ります。

また薬の副作用の辛さについても相談し、減薬することもできました。通院の帰りにAさんから「2回目の面談の日は色々な話があり、どうしたら良いかわからずパニックになってしまった」と話があり、相談員としての面談を反省する機会となりました。

Aさんから聞かれていた困り事を解決したい思いと関係機関からの期待が重なり、焦りがあったのかもしれませんが、支援者の焦りは何の解決にもなりません。あくまでも本人がどうしたいかの気持ちに寄り添い、行動に移していくための動機付けをしていくのが支援者の役割です。そのことを改めて気づかされる機会となりました。

相談支援から見えるもの

今回の事例では、Aさんが辛いと思っていることを聞き、解決の糸口

を一緒に探す中で信頼関係を築いていく一步を踏み出せたのかもしれない。Aさんへの支援は現在も継続中です。これからもAさんが地域で安心して生活できる環境を整えていくための支援を考えていきます。

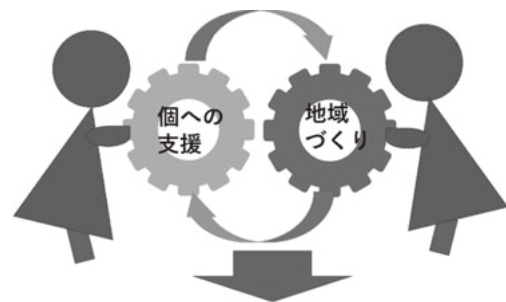
地域にはAさんのように困り事を抱えた方が多く暮らしています。Aさんは、母親と二人暮らしですが、介護を一人で担う生活は精神的にも体力的にも負担が大きいものです。

その中で、介護や生活の不安を話せる人や気軽に足を運べる居場所が地域の中にあれば、Aさんの気持ちが軽くなり、本来持っている力を取り戻すことができるかもしれません。

このように、生活の困り事を抱えた方々が、地域で安心して暮らすために、制度やサービスだけではなく、同じ地域で暮らしている住民が関わり合い、支え合える地域をつくっていくことも必要となります。

相談支援からは、一人ひとりの相談者に丁寧に向き合い、生活のしづらさを聞き取り、支援をしていく中で「地域にこんな居場所があればいいのに」「こんな地域に暮らしたい」ということが見えてきます。それらについて、関係機関や地域住民と共有して、話し合いを積み重ねていく

ことにより、意識が変わり地域が変わっていくことにつながると考えます。それは、支援を必要とする人が、



ひとりの生活課題をもとに
誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりにつなげていく！

本会発行「かながわの社協指針2020」より

支えられるだけでなく支える側にもなるような地域を目指すことであり、この事業の理念である「地域づくり」につながるのではないのでしょうか。
右記の図は社協が進める「個への支援」と「地域づくり」を連動して動かしていくことで、誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりにつながることを示しています。本会では、これからも本事業での相談支援とおし、地域づくりの推進に向けて取り組んでいきます。

（地域課）

本号12面では、地域の方々が集う居場所の一例を紹介しています

年末たすけあい運動にご協力お願いします！



共同募金運動には、10月から翌年3月までの6カ月間に実施する「赤い羽根募金（一般募金）」と、12月の1カ月間に実施する「年末たすけあい募金」があります。

「赤い羽根募金」は、主に県内の民間社会福祉施設や団体が地域福祉を推進するための事業に「年末たすけあい募金」は、市区町村社協が地域単位で実施する生活支援事業などに活用されています。

「年末たすけあい募金」は生活困窮者の越年支援を目的として、昭和28年に神奈川県と神奈川県社協の提唱により始まりました。

その歴史は古く、明治時代後期から救貧を目的とした民間活動として広がり、昭和初期から戦後にかけて全国の各地域で民生委員（戦前は方面委員）が中心となって、住民同士が米や餅、衣類などを持ち寄り、お互いの生活を助け合う「一品持ち寄り運動」が起源と言われています。

近年は一人暮らし高齢者の見守り活動をはじめ、障がい者や子育て家庭を支援する小規模団体の活動費などを支援してきましたが、令和2年度以降のコロナ禍において、生活困窮者への食糧および生

活物資の支援や社会的に孤立している方々への支援活動費など、地域で喫緊の取り組み事業へ支援の輪を広げてきました。

令和5年5月、新型コロナウイルス感染症による人々の行動制限が大幅に緩和されましたが、ポストコロナ社会においては長期に及んだコロナ禍の影響に加え、昨今の急激な物価高騰等による経済的困窮や社会的課題が顕在化しており、喫緊の対応が求められています。

ここでは、令和5年度年末たすけあい募金を財源とした、社協による助成事業の事例を一部ご紹介します。

▽箱根町社会福祉協議会

「はらぺこ子ども食堂の実施」

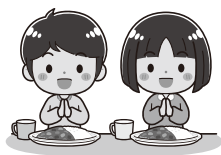
新型コロナウイルス感染症による行動制限で、地域内のイベントや行事が開催できなくなり、住民同士のつながり、特に子ども達に対する見守り活動が希薄になっている中、箱根町社協では「はらぺこ救助隊！」事業を立ち上げて、町内の各世帯にお弁当を届けることで、子ども達に対する見守り活動を実施してきました。

新型コロナウイルスによる行動

制限が緩和されてからは、少しずつですが、イベントや行事が実施できるようになり「子ども達に会いたい!!」という地域の皆さんの思いから、令和5年8月より「はらぺこ子ども食堂」を開始しました。

はらぺこ子ども食堂は、夏休み期間中、町内の小学生を対象に、地域の飲食店や施設の協力のもと、おいしい昼食を食べながら、宿題をしたり、おしゃべりしたりして楽しい時間を過ごす、子ども達の見守りも兼ねた事業です。

飲食店の皆さんからは、子ども達のことを一生懸命考えて美味しいうちを提供していただき、子ども達も「すごく美味しかった!」「楽しいからまた明日も来たい!」



年末たすけあい募金

- 実施期間
令和6年12月1日(日)～31日(火)
- 寄付金受付窓口
共同募金会市区町村支会
- 寄付金・配分金の取り扱い
寄付金は、当該地域のために全額活用されます
- 問い合わせ先
(福)神奈川県共同募金会
☎045-312-6339



年末たすけあい募金の詳細やそれぞれの受付窓口はHPをご覧ください
<https://www.akaihan-kanagawa.or.jp/>

と笑顔で感謝の気持ちを伝えていました。

はらぺこ子ども食堂を通じて、地域の飲食店や民生委員・児童委員の皆さんと交流を深めることで、何かあった時に頼れる地域の人たちを知ってもらえる機会になればと思います、これからも子ども達が楽しく過ごせるような新しい企画を考えて事業を継続していきます。

今年の「年末たすけあい募金」の目標額は県全体で3億7715万円です。

住み慣れた街で安心して暮らしていくために、さまざまな地域福祉事業が計画されています。

皆さまの温かいご支援をお待ちしています。

(県共同募金会)

当事者による依存症回復支援
ダルクの取り組み

●ダルクとは

ダルク(DARC)はDrug Addiction Rehabilitation Center(略)で薬物依存症になった人たちの社会復帰を支援する回復施設の一つです。

東京都荒川区で最初に東京ダルクが設置された1985年頃まで、薬物依存症の治療を行うのは医療施設しかありませんでした。しかし、依存症の回復には社会により近い、地域での支援が効果的であるということが徐々に認識され、この東京ダルクを母体に誕生した日本ダルクの創設者である故近藤恒夫さんが全国各地のダルク設置に向け奔走され、その影響を受けた方々により全国に広がりました。

●ダルク関係者の熱い思い

ダルクでは、依存症だった人が、自分の経験を基に医療関係者と連携し、依存症に苦しむ人の回復を支援しています。令和6年7月、茅ヶ崎市内に設立されたDARC茅ヶ崎(一社)ファミリーライ

ク)の藤村理事長も、近藤さんの影響を受けた一人です。藤村さんは静岡県でダルクの活動を開始し、その実績を踏まえ、また横浜ダルクの協力を得て出身地の茅ヶ崎に開設しました。「誘惑に負けてしまいそうになることなど、当事者同士だからこそ理解できる世界がある。ダルクの活動を通して、私も救われている感覚があります」と語ります。

●つながりを大切に

薬物依存症の人が社会復帰するためには、本人の意志が大切ですが、加えて本人を孤立させず、ダルクなどの支援組織や医療機関にしっかりとつながることが大切です。県内各地のダルクを支援している横浜ダルクの山田貴志施設長は「つながりを大切にしたい支援を行っています。依存症は病気であり、治療ができることを、特に若い人に伝えるため、地域、行政、学校、民生委員、社協などで啓発活動を積極的に行っています。施設見学や県内ダルクの連絡先をご紹介しますのでご利用ください」と話してくれました。

(企画課)

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和6年度

ボランティア活動保険

商品パンフレットは
コチラから
(ふくしの保険ホームページ)



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に変更されたことに伴い、「特定感染症重点プラン」を廃止して2つのプランとします。

保険金額・年間保険料(1名あたり)

団体割引20%適用済/過去の損害率による割増適用

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額		4,000円	
賠償責任の補償	特定感染症		補償開始日から補償(*)	
	地震・噴火・津波による死傷		×	○
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)	
年間保険料			350円	500円

*特定感染症についても10日間の免責期間がなくなり、補償開始日から補償対象となります。
なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となりました。

<重要>

- ◆基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL:03(3349)5137
受付時間:平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667
受付時間:平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ23-11315より抜粋)



●介護費用の総額11.5兆円

厚生労働省は9月26日、令和5年度にかかった介護費用（介護給付費と自己負担分）の総額が前年度比2.9%増の11兆5139億円となり、過去最高を更新したと発表した。

2000年に介護保険制度が始まって以降、総額は増加傾向で、調査を始めた2001年度の4兆3782億円から2.6倍に膨らんでいる。

2023年度のサービス利用者も、前年度比1.6%増の663万2千人となり過去最高となった。



●横浜市 障害者・要介護者の投票率調査実施

横浜市は10月1日、障害のある方及び要介護認定を受けている方の投票状況調査の分析結果を公表した。

分析によると、全有権者の投票率42.83%に対し、要介護者は24.27%。その他障害者の投票も全有権者を下回り、政治参加に対する課題が明らかになった。

今後市は、投票所の環境向上、期日前投票所の設置場所改善、指定施設での不在者投票や郵便等投票の利用拡大に向けて取り組むとしている。



●鎌倉市 全国初の自治体×NPO×企業による「教育格差」解消クーポン事業

鎌倉市は9月30日、生活困窮世帯の子どもたちが学校外の習い事や学習塾に通えるように、(公社)チャンス・フォー・チルドレンと(株)三井住友フィナンシャルグループと「鎌倉市放課後エンパワーメントプロジェクト協定」を締結し、習い事教室などで利用できるクーポンを発行するモデル事業を開始した。



●法務省 保護司制度の検討会報告書を公表

法務省は10月3日「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」報告書を公表した。検討会の議題となった報酬制の導入は見送りとなり、実費弁償を充実させる方向とした。担い手不足解消のため、現在2年である任期の延長や、退任年齢の引き上げのほか、面接時の安全確保策案がまとめられている。



令和6年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、
障害者支援施設、
児童福祉施設などに

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します！

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン① 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

① 基本補償 (賠償・見舞)

▶ 保険金額			
		基本補償 (A型)	見舞費用付補償 (B型)
賠償事故	身体賠償 (1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償 (1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償 (期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額 (期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害 (期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失 (期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	徘徊時賠償 (期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用 (期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用 (1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
傷害見舞費用			死亡時 100万円 入院時 1.5～7万円 通院時 1～3.5万円

保険期間 1年

▶ 年額保険料 (掛金)		
定員		基本補償 (A型)
補償本 (A型)	1～50名	35,000～61,460円
	51～100名	68,270～97,000円
	100名以降1名～10名増ごと	1,500円
付見舞費用 (B型)	基本補償 (A型) 保険料	+
	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所：1,300円 通所：1,390円	



プラン② 施設利用者の補償

プラン③ 職員等の補償

プラン④ 法人役員等の補償

● この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約 (賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険) です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL：03(3349)5137

受付時間：平日の9:00～17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL：03(3581)4667

受付時間：平日の9:30～17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ23-11446 より抜粋)

キラリ輝く！ 児童委員活動～主任児童委員制度30周年を迎えて～



川崎市多摩区生田第二地区民生委員児童委員協議会 主任児童委員 岸 芳枝

子育て中心の生活が一段落した頃に、保育士をしていた経験を活かして、放課後などの小学生の居場所である「わくわくプラザ」に関わり、スタッフとして小学生の成長を見守る楽しさを味わいました。主任児童委員として声をかけていただき、4期目になります。子育てサロンで親子とふれあう時間を重ねていくたびにとてもやりがいを感じています。年月とともに成長していくお子さんに会うと、あの時間を一緒に過ごし見守っていたことに時間が経つ早さを感じます。主任児童委員として親子と関わることは、私の中で宝物になっています。

親子で楽しめるまつり、つながりを感じる場所

多摩区では、毎年9月中旬に多摩区総合庁舎で「たまたま子育てまつり」を実施しています。

コロナ禍で中止した年もありますが、今年で22年目を迎えた地域の子育てネットワークを広げるイベントです。多摩区民生委員児童委員協議会は、情報広場として各地区民児協が実施している子育てサロンのポスターを展示し、チラシを置いて広報活動を行っています。おまつりに遊びに来た方々に知ってもらえるよう、多摩区主任児童委員と民生委員・児童委員のリーフレット、蛍光リストバンド、くじ引き券を入れた袋を来場されたお子さんたちに渡して、会場に来てもらうように工夫しています。

そこに以前子育てサロンに参加し

てくれたお子さんが来て成長した姿を見せてくれた時は、思わず喜びの声が大きくなります。おもちゃくじで欲しかったものが当たらなかったお子さんには、「また来年待っているよ～」と声をかけます。友達同士で喜んでいる姿を見ているだけで、私たちの表情も自然とほころんでしまいます。

他の参加団体は、ホールで歌や踊りのパフォーマンスをしたり、部屋では親子で作る工作・親子体操・読み聞かせ・ゲームなどを行ったりしています。参加している団体には研修会や会議などで会う関係者も多く「あの時はお世話になりました」とあいさつを交わしたりします。横のつながりが広がってきており、情報交換を行うなど、おまつりはより良

い関係作りに役立っています。

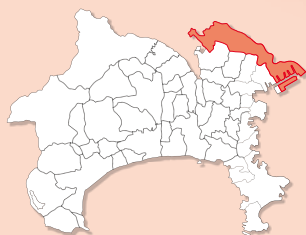
コロナ禍前の賑やかさには少し足りていない部分もありますが、会場の熱気は以前と変わらず、地域の皆さんが楽しめる場所になっているという自負があります。回を重ねるごとに館内での親子の会話や笑顔が増えていき、多摩区で子育てをして、つながれる場所をつくれていることに意義を感じています。



「たまたま子育てまつり」は、多くの親子の笑顔があふれるイベントです

地区の概況

川崎市多摩区
生田第二地区



	人口	33,479人
	世帯数	17,938世帯
	子ども(15歳未満)	3,462人
	保育園・幼稚園	8園
	小学校	1校
	中学校	1校
	民生委員児童委員	34人
	うち 主任児童委員	2人

(令和6年4月1日現在)



私のおすすめ

CHECK!

このコーナーでは、子育てや障害、認知症・介護当事者等の目線から、普段の暮らしに役立つ「おすすめ」なものを紹介します。

秋を楽しむ

皆さんが秋に楽しまれていることって何でしょう？ 酷暑が長く続いた今夏、野外活動を制限されていた方も多かったと思います。涼しくなった9月末から、本格的に運動や外に出る機会を待たれているのではないのでしょうか。

食欲の秋、スポーツの秋、読書の秋、紅葉の秋（旅に出たいな～）、そして芸術の秋…たくさんの秋を楽しみたいです。

最近の私のおすすめは、音楽です。

♪ 音楽と私

幼い頃（4、5歳？）から歌うことが好きだったと祖母から当時の私の様子を聞いたことがあります。私の記憶にもうっすらと有るような無いような…。でもその通り、今でも歌うこと・音を楽しむことが生涯を通して大好きなことになるだろうとワクワクしています。

子育てのストレス解消に始めた合唱はお休みの時間が暫らくありましたが、長らく続けている趣味になります。歌には詞があります。言葉は情景や思いをストレートに伝える手段。言葉をしっかり伝えるための練習は重ねて励んでも、気が緩むとなかなか思うようにいきません。歌の奥深さが今更ながら身に沁みています。

♪ 神奈フィル、そして石田泰尚氏との出会い

息子が音楽に興味を持った中学生の頃、鎌倉芸術館に神奈川フィルハーモニー管弦楽団（神奈フィル）の演奏会に一緒に出かけました。それが石田泰尚氏との初めての出会いになります。20年程前のことです。

石田氏は2001年に神奈フィルのソロ・コンサートマスターに就任していますので、就任間もない頃の姿を見ていたわけです。既にその頃から、クラシックとのギャップを感じるかなりのインパクトがありました。おもしろいなあと愉快的気持ちになったことを覚えています。



写真提供：神奈川フィルハーモニー管弦楽団

今月は

⇒ **ピアサポートよこはま**

がお伝えします！

がん体験者が、がん患者と家族の相談支援活動をする団体です。県との協働事業からスタートし、その後も自主運営として継続、13年間で約1600件の相談を受けてきました。主に電話相談、面談、サロンなどを行っています（現在はオンライン）。

〈連絡先〉 peer.remote@gmail.com

ブログ



フェイスブック



今年の梅雨時、石田氏率いる石田組のコンサートに出かけました。どこの会場でもチケット即完売になるコンサートです。

石田組は2014年に企画・結成された弦楽アンサンブル。弦楽器に疎い私ですが、20年ほど前の記憶がよみがえり、近隣で開催のコンサートのチケットを得ることができました。目を引くスタイルで言動もユニーク、独特の感性です。

当日の最後の演奏曲は“津軽海峡冬景色”で弦楽器が奏でる冬景色、雪舞う海峡情景が浮かび上がってきました。弦楽器の音色がよくわからない私にも、繊細でやわらかくまた力強いのびやかな音が響いてきて、言葉が無くても深く伝わるものがありました。組員さんからのお話に、石田氏は演奏法も基本から脱したオリジナルで素晴らしい音を奏でるとありました（子どもたちには「決して真似しないように！」と教えているという追加もありましたが）。音と向き合い、真摯に自分のスタイルを作り上げていく姿に感動でした。

♪ 音楽からの癒しと気づき

私はがん体験からすでに15年以上が経過しました。治療中から経過観察中の不安な時期を支えてくれた1つに音楽があります。ゆったり流れる曲を聞いて心が落ち着いたり、希望のある詞に励まされたり、背中を押されたり…とても大きな支えとなりました。

歌うこと、がんのピアサポートに関わること、短くはない時間が経過していますが、それに見合ったものが私自身の真の積み重ねになっているのか、今回のコンサートではそれを考える良い機会になりました。

音楽の世界が更に広がって、心底楽しめるようになるにはまだまだ…まだでしょうが、時間をかけてゆっくり楽しんでいきたいと思う秋です。

■神奈川フィルハーモニー管弦楽団
<https://www.kanaphil.or.jp/>





企業の社会貢献活動 共生社会づくりをすすめる、企業の“チカラ”

お菓子を通して誰もが幸せになる社会

―(株)ジャルダン・シュクレ／(株)ガトー・ド・ボワイヤージュ―

本会には県全域の福祉分野の関係者が会員として参加・参画していますが、本会の活動の趣旨に賛同する民間企業も「賛助会員」として参加しています。今号では、賛助会員の(株)ジャルダン・シュクレ会長、(株)ガトー・ド・ボワイヤージュ会長の吉田三喜雄さんに防災スイーツを開発したお話を伺いました。

―防災スイーツの開発経緯について教えてください―

東日本大震災時、コンビニからおにぎり・カップ麺が売り切れ、残っていたのはお菓子だったので、スイーツは有事の際には敬遠されると思っていました。ですが避難所に弊社の焼き菓子を寄付したところ避難所の空気がパツと明るくなったとの話を聞き、お菓子のチカラを痛感しました。

そこから、日持ちのするお菓子「防災スイーツ」の開発に着手し、平成29年に3年間保存可能な防災スイーツが完成しました。現在は5年6カ月保存可能な商品に改良しています。

令和元年の房総半島台風の際には千葉県鋸南町の避難所に防災スイーツを寄贈しましたが、アレलगギーを持つ子どもたちは食べられなかったことを後で知りました。避難所には医者も薬もないため、

安心・安全なものを届けなければなりません。誰もが安心して食べられるアレलगゲンフリーの防災スイーツの開発に着手し、翌年12月に完成させました。



防災スイーツは全4種。パッケージは密閉可能のため、水の一時保管にも利用できる

―お菓子を通して社会貢献活動に取り組み思いをお聞かせください―

弊社には「社会に必要とされる企業になろう」という企業方針があります。祖父から「社会に必要なものを作っていたら、世の中がお菓子を通して良くなってくるよ」と聞かされていました。同業者からは、利益にならないだろうと言

われることもあります。アレलगゲンフリーの防災スイーツを開発した時に、祖父の言葉の意味を実感しました。お菓子屋さんとしてできることは何かを考え、社会が必要とするものを作る。そこに答えがあるんじゃないかと思うんですね。

―ほかに企業として取り組んでいる活動はありますか―

現在、弊社では、障害のある人や65歳以上の人など多様な人材が働いています。できる限り、一般の社員と同じ仕事をしてもらい、給料も他の社員との差はありません。企業側として、区別や差別をしないことを大切にしています。

また、弊社には定年制度がないので、いつまで働くかは自分で決めてもらっています。社員が生き生きと仕事をしていけるよう働きやすい環境を整えることは企業の役割です。

―今後の取り組みについてお聞かせください―

冷凍ケーキの開発に力を入れています。これからはドローンで物を運べる時代になるので、その技術でどこにでもお菓子を届けられるようにしたいと思っています。冷凍だと長持ちするのでフードロ

ス削減にも貢献できます。

また、防災スイーツの梱包資材を水に浮く段ボールに変えて、暗闇の中でも目立つような塗料を使って段ボールの表面に「防災スイーツ」と印刷できるようにしたいと思っています。

自分が災害や危機的状況に陥った時のことを想像するとアイデアが湧いてきます。今後も社会に必要とされるものを創っていきます。

(総務課)



「動物性素材を使わないヴィーガン食品は環境にやさしく、食の制限がある方も楽しめるので、弊社の商品を日本のスイーツとして海外へ発信したい」と吉田会長。柔らかく丁寧なお話ぶりの中に、お菓子を通じたよりよい社会創りへの情熱と信念を感じました

(株)ジャルダン・シュクレ

横浜市金沢区福浦2丁目9-8

(株)ガトー・ド・ボワイヤージュ

横浜市中区常盤町4-42

<https://gv-yokohama.co.jp/>



ケアラー・ヤングケアラーを地域で支えるために

― ケアラー支援専門員設置事業を中心とした本会の取り組み

テレビ、新聞等で取り上げられる機会が多くなってきたケアラー・ヤングケアラー（以下、ケアラー等）。本号では、ケアラー等をめぐる法令上の動向や本会の取り組みについてご紹介します。

●ケアラー等の法令等の動向

自治体がケアラー等を支援する条例を制定する動きが、全国的な広がりを見せています。

令和6年4月には、鎌倉市が県内で初めてとなるケアラー支援条例を制定しました。「ケアラー」の法令上の定義がない中、鎌倉市ではケアラーを「高齢、障害、疾病その他の理由により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助を提供する者」と定義し、ケアラーが孤立することなく安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現に向けて、市の責務や市民、事業者、関係機関等の役割を示しています。

令和6年6月には子ども・若者育成支援推進法が改正され、国・地方公共団体等が各種の支援に努めるべき対象として「ヤングケアラー」が明記されました。

同法では、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている」と認められる子ども・若者」と定義。18歳未満の子ども・若者に加え、進学や就職の選択など、重要な移行期を含む若者を切れ目なく支えるという観点から、状況に応じて概ね40歳未満の者も対象となり得るとしています。

●ケアラー支援専門員設置事業

本会では「ケアラー支援専門員設置事業」を県から受託し、ケアラー等とその家族に関わる支援者を支える取り組みを令和4年度から行っています。実施にあたっては、単一の委託事業としてだけでなく、市町村社協や民生委員・児童委員の各部会事業、セルフヘルプ・グループ活動支援事業等、関連性の高い事業との連携を大切にしています。

本事業では、具体的な取り組みとしてケアラー等をめぐる課題共有及び理解普及のための研修や情報発信、県内の市町村や各種相談窓口からの二次相談に対応しているほか、地域の支援者や関係機関・団体間のネットワーク構築、支援策の蓄積等を図っています。

●ケアラー支援専門員の派遣

ケアラー等をテーマにした研修を開催する県内の支援者からの依頼に応じて、ケアラー支援専門員の講師派遣を行っています。

プログラムの企画の相談や、ケアラー等の当事者の講演等を取り入れた研修のコーディネートにも応じています。セルフヘルプ・グループ支援事業との連携により、ケアラー等の経験がある当事者の力を借りて、自身の体験談をお話いただくこともあります。

これまでに、スクールソーシャルワーカーや教員を対象とした研修会、地区社協の主催で行われた民生委員・児童委員、保護司等との勉強会、地域包括支援センター職員向けの研修会等で登壇し、ケアラー等の課題や実態等をお伝えしてきました。



茅ヶ崎市子ども家庭支援課からの依頼を受けて登壇した際の様子。元ヤングケアラー当事者からも、幼少期からの育ちの過程や心の変遷等、自らの体験談をお話いただいた（令和6年10月、茅ヶ崎市役所内）

ケアラー支援専門員の講師派遣について

- 「ケアラー等の基礎知識」「ケアラー等の支援方法」「当事者の体験談」等、ご要望に合わせたテーマ、内容でお話しします。
- 県内（政令指定都市、中核市を含む）の自治体、支援機関・団体等からのご依頼を承っております。派遣・登壇にかかる謝礼や交通費は一切かかりませんが、当事者（元当事者）に登壇いただく場合は謝金等が必要になります。
- 研修の開催経費の一部を助成する制度を令和6年10月から開始しております。**詳細はお気軽にメール等にて本会地域課までお問い合わせください。

☎ 045-312-4815 Mail tiiki@knsyk.jp



詳細はこちら

本事業では今後、支援機関等を対象とした研修会の実施も予定しています。これらの情報は本会ホームページでご案内するほか、ご相談は電話やメールにて随時受け付けています。

ケアラー等とその家族を地域で包括的に支えるため、本会では支援者の皆様と共に、ケアラー等への支援を考え続けていきます。

（地域課）

本会主催の催し

令和6年度県民講座 「成年後見制度を学ぶ」

認知症や障害等により判断能力が不十分な方に代わり財産管理や身上保護を行う成年後見制度について、制度の普及啓発を目的とした県民講座を開催

◇日時＝令和7年1月20日(月)

13時～16時30分

◇会場＝海老名市役所4階401会議室

◇対象＝県内対象市町村に在住、在勤、在学の方

※対象地域を必ずご確認ください

◇定員＝100名

◇受講料＝無料

◇申込方法＝オンラインフォーム(URL)、電話またはメールで申込み

URL <https://forms.gle/6JFgybfHxVaVBQJc6>



◇申込締切＝令和7年1月8日(水)

※定員を超えた場合、期限前に受付終了となる場合があります

申し込み詳細はHPで確認

HP https://www.knsyk.jp/service/kenri/news/20241118_01



◇問合せ＝権利擁護推進課

かながわ成年後見推進センター

☎ 045-534-6045

Mail kouken@knsyk.jp

関係機関・団体主催の催し

令和6年度 県子ども家庭課、 県あすなろ連合会主催による研修

18歳以降の児童福祉と他領域の連携に向けて

◇日時＝令和7年1月20日(月)

13時～17時

◇会場＝県職員キャリア開発支援センター研修ホール、会議室

◇定員＝300名

◇参加費＝1,000円(ユース割(29歳以下で所属団体から研修費用の負担がない方)100円)

詳細、問合せはあすなろサポートステーション公式フェイスブックから

URL <https://www.facebook.com/profile.php?id=100063749523219>



2024年度交通遺児 大学等入学支度金のご案内

神奈川新聞厚生文化事業団から、大学等に進学を希望する交通遺児等の高校生に対し、入学支度金を支給

◇支給額＝1人30万円

(返済の必要はありません)

◇対象＝2025年4月に大学・短大・専門学校に進学する3名を予定

◇提出書類＝所定の申請書・調査書・課題作文(テーマ「10年後の私」、800字以内)・交通遺児等であることを証明する公的な書類・主たる家計支持者である保護者の所得証明書

◇申請締切＝令和7年1月31日(金)

◇支給決定＝令和7年2月末日

◇問合せ＝(公財)神奈川新聞厚生文化事業団

☎ 045-222-0615

寄附金品ありがとうございました

【県社協への寄附】古積英太郎、福田勝樹

【交通遺児等援護基金】(株)エスホケン、吉田かおる

【子ども福祉基金】協隆志、(有)湘

南仲介センター、(株)エスホケン
【ともしび基金】神奈川県立鎌倉支援学校、済生会若草病院
(合計9件1,109,374円)

【寄附物品】厚木愛甲地域労働者福祉協議会、(一社)タカナシ食と人を育む会、神奈川県労働者福祉協議会、(公財)オリックス宮内財団



愛の森学園ヘタオルを寄贈いただき、令和6年10月8日、厚木愛甲地域労働者福祉協議会 関野義之会長(右)に感謝状を贈呈



母子生活支援施設協議会ヘタオルを寄贈いただき、令和6年10月25日、神奈川県労働者福祉協議会 林克己会長(右)に感謝状を贈呈



ともしび基金、萬谷子ども福祉基金、交通遺児等援護基金に寄附いただき、令和6年10月16日、(一社)タカナシ食と人を育む会 橋本岳事務担当(左)に感謝状を贈呈

一社会福祉施設の設計監理一

株式 安江設計研究所

東京都港区高輪2-16-53-5階

Tel 03(3449)1771(代) / Fax 03(3449)1772

E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp

URL <http://www.yasue-sekkei.co.jp/>

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・
アスベスト調査等お気軽にご相談ください

(広告)

印刷のことならおまかせください

ポスター・パンフレット
記念誌・各種伝票
封筒・DM 発送代行
イラスト作成

なんでも
ご相談
ください



株式会社 あんざい

横浜市港南区下永谷3-24-29
TEL 045-822-8497
E-mail anzaai@p-anzai.jp
<http://www.p-anzai.jp>

あんちゃん

(広告)



地域に開かれたお寺の「暮らしの保健室 安養」^{あんよう}

～不安な気持ちや話を聞いてもらいたい時、気軽に足を運べる場所～

東光院 (大磯町)

大磯町の住宅地にある東光院では、毎月2回「暮らしの保健室 安養」を開催しています。

予約も利用料もいりません。本を読む、おしゃべりするなど過ごし方は自由。落ち着いた雰囲気の中で、生活の困りごとや介護のこと、不安なことなどの話をゆったりと聞いてもらい、相談ができる町のお寺の保健室です。

大磯の人々に合わせて生まれる活動

会場である東光院のフリースペースは、葬儀などで貸し切りにならない限り年中無休。夕方には子どもたちが宿題をしたり遊んだり。

東光院の隣の空き家を活用した多世代食堂「おむすび」では「みんなでつくってみんなで食べる！」をコンセプトに一人暮らしで食事を簡単に済ませてしまう高齢者や子どもたちが参加して、多世代の賑やかな交流が生まれています。

「社会課題の解決を目指したわけではなく、ここに来る人の困りごと



住職の大澤さん(左)と副住職の古井さん

に焦点を当てる中で、活動が生まれてきました」と副住職の古井昇空さん。

例えば「家族がうつと診断されたときに、相談できる場がなかった」という地域の人の相談をきっかけに、うつ病の人の家族会が始まりました。「家族会をやってみたら？」との古井さんの投げかけに、その人が中心になり話が進んでいきました。

縁づくりの一環として

住職の大澤曉空さんは「人口が少なくなる中で、地域での結びつきを強くしていくことが大事。縁づくりの一環です」と話します。地域の人からは「二人には代わりがないから体を大事にしてね」、高齢の方からも「俺より先に死ぬなよ」と声をかけられます。寄せられる信頼が活動の原動力になっています。

「場」の大事さ

保健室を共同で運営している合同会社地域包括ケアステーション代表の木内健太郎さんと統括管理者の岩本朋子さんは「行けば誰かがいる場、気軽に相談できる場」であることを大事にしています。

また、お二人が参加しているもう一つの間である「夜の保健室」は、医療・福祉スタッフや地域の人々がグラスを片手に気軽に語り合う場です。20代の若者はこれからの生き方の悩みを打ち明けて、みんなに話を



保健室では、僧侶や医療・福祉のスタッフが相談に応じている

聞いてもらう中ですっきりして帰っていきました。悩みや夢、理想も飛び交う中で、地域を支え合う関係も生まれています。

地域の中でともに生きること

大澤さんと古井さんは、高齢者が亡くなるまで町の中で地域の人々と一緒に過ごせる方法を模索しています。その様な地域であるためには「生きる」ことに地域の人を巻き込んでいく必要があると考え実践しています。

「暮らしの保健室」でのつながりから、これからも人と人がつながる場が生まれ、続いていきます。

(地域課)

暮らしの保健室 安養^{あんよう}

(会場：東光院)
第2火曜日第4土曜日
10:00～17:00
大磯町大磯1525

事務所・施設のセキュリティ対策 及びBCP対策は万全ですか？



個人情報などの大切なデータを安全に管理出来ていますか？

最新のサイバー攻撃を完全に防ぐことは難しく、**侵入されることを想定したセキュリティ対策が必要**です。また、お手持ちの**大切なデータを1ヶ所で管理することは大変危険**です。クラウドのサービス等と連携し、バックアップをすることがとても重要です。弊社では実際に訪問させて頂き、各社会福祉協議会様や福祉団体様でのノウハウを活かし、お客様に最適なプランをご提案します！

お問合せ：東横システム株式会社 IT営業部 TEL：03-5748-8141 担当：隼田(はやた)



(広告)



「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています

バックナンバーはHPから
神奈川県社協 検索

ご意見・ご感想を
お待ちしております！

